

**令和 8 年度沖縄県病児・病後児保育研修事業  
運営等業務委託 仕様書**

1 業 務 名 令和 8 年度病児・病後児保育研修事業委託業務

2 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 履行場所 沖縄県内

4 業務内容

(1) 研修の実施

沖縄県病児・病後児保育研修事業（以下、「研修」という。）実施のために必要な下記の項目に関する  
一切の業務

ア 対象者

病児保育事業に現に従事する者及び従事することを予定している者とする。

イ 実施期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

具体的な講義日程については発注者の確認を受けた上で決定すること。

ウ 研修内容及び研修科目

別紙参照

なお、カリキュラム及び内容については、発注者の確認を受けた上で決定すること。

エ 実地方法

講義については、e ラーニングによる実施も可とする。ただし、実技講習（心肺蘇生法）については、必ず集合研修として実施すること。

オ 講師

講師については、略略、資格、実務経験、学歴等に照らし合わせて選定し、各科目の研修を適切に実施するために必要な体制を確保すること。

カ 会場

研修会場は、ガイドラインに基づき、警戒レベルに応じて適切な会場設定をすること。また、交通機関等を利用しやすい会場、又は、自家用車で参加に支障がない規模の駐車場のある会場を設定するなど、受講者が研修に参加しやすいよう配慮すること。

キ 感染拡大防止措置

感染症の流行又は流行の恐れがあると発注者が認めた場合等は、スタッフ等のマスク着用、会場消毒、十分な座席間隔の確保、適切な換気、講習内容等の変更、その他発注者の指示する感染症防止対策を行ったうえで講習会を実施すること。

#### ク 修了報告等

- ① 受講状況等の報告講者の出欠確認、名簿の作成及びそれらの発注者への報告を行うこと。  
名簿に記載する情報：修了証書番号、終了年月日、氏名等。
- ② 研修修了証書の作成及び送付  
名簿をもとに受注者側で修了認定を行い、その結果と併せて修了書を作成し、令和9年 月 日までに到着するように発送すること。  
なお、発送は特定記録郵便で行うこと。

#### ケ その他

- ① 講習に必要な設備や備品、受講者用名札、教材を準備すること。
  - ② 受講者からの問合せ対応  
研修についての受講者からの問合せについては原則として受注者において対応すること。なお、受講者からの問合せ用の電話番号を、契約後速やかに発注者に示すこと。
  - ③ その他運営に必要な事項は、受注者にて行うこと。
- (2) 研修事業実施計画書の提出  
事業開始前までに、研修事業実施計画書を発注者に提出すること。
- (3) 研修事業修了者名簿等の提出  
研修の全課程を実施した後、速やかに修了者名簿（様式2）を発注者に提出すること。

### 5 個人情報の取扱い

- (1) 受注者は、本業務において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び沖縄県個人情報保護条例（平成17年3月31日条例第2号）等の関係法令等を遵守すること。
- (2) 本事業によって知り得た個人情報については、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないようにしなければならないこと。

### 6 再委託の禁止

受注者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に発注者の承認を得ること。

### 7 著作権等の取扱い

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。
- (3) 発注者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについては発注者が提供する。
- (4) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 8 業務遂行上の注意事項

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) あらかじめ発注者と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、業務責任者を定めること。
- (4) 受注者及び本業務に携わる受注者の従事者等は、契約期間中及び契約終了後において本業務によって知り得た受講者の個人情報等並びに発注者の業務上の情報及び個人情報等を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならないものとし、守秘義務を負うこと。また、受注者は、そのために必要な措置を講じること。
- (5) 本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、迅速に問題解決を図ること。
- (6) 発注者との協議その他の打ち合わせについては、原則として沖縄県庁において行うこと。
- (7) 受注者の責により生じた問題については、契約期間の如何を問わず、受注者において責任を持って解消すること。